

草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例

令和4年10月1日

条例第7号

(設置)

第1条 組合は、草津栗東行政事務組合情報公開条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および草津栗東行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津栗東行政事務組合条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会、監査委員および議会をいう。

2 この条例において「諮問庁」とは、情報公開条例第19条第1項、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項または議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関をいう。

(所掌事務等)

第3条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (4) 草津栗東行政事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年草津栗東行政事務組合条例第3号。）第4条の規定による諮問に応じて審議すること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて審議すること。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、情報公開および個人情報に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、管理者が委嘱する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員または委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(事務補助機関)

第6条 審議会の事務は、事務局によって処理する。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった決定に係る情報の提示を求めることができる。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。)または諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第8条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審議会は、第7条第3項または前条第3項の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認め

られるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、その日時および場所を指定することができる。

（審議手続の非公開）

第10条 審議会の行う調査および審議の手続きは、公開しない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（罰則）

第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年2月17日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年2月14日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法

第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。